

(理事長談話)

## 条例による公立学校教員への「君が代」 斉唱時の起立・斉唱義務付けに抗議する

橋下徹大阪府知事が代表を務める地域政党「大阪維新の会」府議団は、府立学校と府内の市町村立学校の行事における国家斉唱の際に、教員に起立・斉唱を義務付ける「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国家の斉唱に関する条例」を6月3日、府議会に提出し、公明、自民、民主、共産の主要4会派が反対したが、議会の過半数を占める維新の会などの賛成多数で可決された。

条例案は、賛成・反対含め4会派4府議、合計わずか12分という短時間の本会議審議で採決に回され、議会の民主的運営という点でも問題を残した。

「日の丸」、「君が代」は、戦前の天皇主権の大日本帝国憲法のもとで国民に対する国家統制、戦意高揚に用いられてきた歴史的経緯が国民的論争になってきた。そのため、1999年の「国旗国歌法」制定の国会審議の過程で、当時の小渕恵三首相ら政権幹部は、国旗国歌を強制しないことを明言してきた事実がある。

そもそも日本国憲法は、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、主権が国民に存することを宣言、戦争の放棄と戦力の不保持（第9条）、個人としての尊重（第13条）や思想及び良心の自由（第19条）など国民の権利を高らかにうたっている。

起立斉唱を義務付ける条例は、こうした憲法規範を侵害し、「国旗国歌法」に反し、条例は法律の範囲内とする（第94条）憲法の定めにも反する。

維新の会は条例提案理由を、子どもの国と郷土を愛する意識高揚し、公立学校での教員の服務規律の厳格化としている。知事も教員の職務命令の問題とし、9月議会には懲戒免職を含む処分条例を提案する考えである。個人の尊重と思想及び良心の自由を侵すようなことを、憲法に反する条例をもって強行しても、とうてい国と郷土を愛する意識は涵養できないだろう。

私たちは、先に決定した会の活動方針で、「人命を守る医師はいかなる戦争も容認できない。私たちは歴史の教訓に学び、憲法の理念を体して平和を脅かす動きに反対」する「保団連開業医宣言」を実践することを掲げた。この立場から、「国旗の掲揚及び教職員による国家の斉唱に関する条例」の廃止を求めるものである。

2011年6月11日

大阪府歯科保険医協会

理事長 小澤 力